

# 川崎市教育大綱(案)

平成 27 (2015) 年 10 月

川崎市長 福田紀彦

## 1 大綱策定の趣旨

大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき地方公共団体の長が、教育基本法に規定する基本的な方針を参酌し、地域の実情に応じた、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策を定めるものです。

## 2 大綱の基本的な考え方

川崎市教育委員会は、今後概ね 10 年間の教育の指針となる基本理念「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」及び基本目標「自主・自立」「共生・協働」と、それらを具現化する取り組みを示した実施計画からなる「第 2 次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン第 1 期実施計画」を平成 27 年 3 月に策定しました。

策定にあたっては、市民代表、学識経験者、教職員代表等の意見を基に検討を重ね、平成 27 年 1 月にはパブリックコメントを実施し、広く市民の意見を反映してきました。

こうした経緯を踏まえ、「第 2 次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン第 1 期実施計画」の 8 つの基本政策を「川崎市教育大綱」の基本とすることにしました。

しかしながら、平成 27 年 2 月に本市で起きた中学生死亡事件は、社会的にもその影響は計り知れず、二度とこのような事件が起こらないための方策を教育委員会や学校はもちろんのこと、全市一体となった体制でしっかりと取り組んで行く必要があります。

今回の事件を受け、市長部局に設置した、「中学生死亡事件に係る庁内対策会議」から平成 27 年 8 月に提出された「中学生死亡事件に係る庁内対策会議報告書」には、教育委員会が設置した「教育委員会検証委員会」による報告書の内容も取り込んでいるため、「第 2 次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン第 1 期実施計画」の 8 つの基本政策と中学生死亡事件に係る庁内対策会議の報告を踏まえた対応策をもって「川崎市教育大綱」とすることとしました。

《参考》

「第 2 次川崎市教育振興基本計画 かわさき教育プラン第 1 期実施計画」

【基本理念】

夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

【基本目標】

自主・自立

変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるように、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

共生・協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

### 3 大綱の期間

大綱が対象とする期間は、平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間とします。

### 4 基本政策等

#### **基本政策 1 人間としての在り方生き方の軸をつくる**

日々の学習活動を通して子どもたちが将来に対する夢や希望をもち、将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育の実践がすべての学校で求められています。

本市ではこれを「キャリア在り方生き方教育」として、学校教育の重点施策として位置づけ、子どもたちの自尊感情や規範意識、学ぶ意欲、人と関わる力等を小学校段階から系統的・計画的に育てていきます。

#### **基本政策 2 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす**

義務教育 9 年間の教育課程の内容は、本来すべての子どもたちが身に付けなくてはならないものです。

また、学習指導要領の目指す「生きる力」は、生涯にわたる学習・

生活の基礎となる力でもあります。一人ひとりの「生きる力」を伸ばしていくため、学ぶ意欲・態度を育むことを大切にしながら、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育てていきます。

### **基本政策3 一人ひとりの教育的ニーズに対応する**

障害のある子どもや大人を取り巻く環境は「障害者の権利に関する条約」の批准やいわゆる「障害者差別解消法」の制定等により、大きく変わろうとしています。共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築の具体的な取組を検討する必要があります。

また、本市においては特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒が増加しており、通常の学級においても、発達障害の他、いじめや不登校、経済的に困難な家庭環境など、様々な教育的ニーズのある子どもが増加している現状があります。

そのような状況の中、すべての子どもがいきいきと個性を発揮できるよう、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を実施していきます。

#### **基本政策 4 良好な教育環境を整備する**

子どもたちが安全安心で快適な環境の中でいきいきと学び、活動できるよう、子どもたち自身に自らの安全を守るための能力を身に付けさせる安全教育を推進するなど、学校等における児童生徒の安全を確保します。

また、計画的に学校施設の再生整備や予防保全、トイレの快適化、バリアフリー化、防災組織の強化や児童生徒の増加対策を行い、良好な教育環境づくりを進めます。

#### **基本政策 5 学校の教育力を強化する**

学校が保護者、地域と連携しながら、特色ある学校づくりを進めるとともに、学校が自主的、自律的に学校運営を行い、自ら課題を解決する力を高められるよう、学校を支援していきます。

また、子どもの成長に大きな役割を担う教職員一人ひとりが自己の能力や資質を高められるよう、人材育成等の取組を推進します。

#### **基本政策 6 家庭・地域の教育力を高める**

いじめや不登校、青少年による犯罪などの子どもを取り巻く問題、

家庭における過干渉や虐待などの子育ての問題などとともに、少子化や核家族化、都市化、地域における地縁的なつながりの希薄化などが指摘され、地域や家庭における「教育力」の向上が課題となっています。さらには、こうした問題が、子どもたちの学力や体力、自尊感情やコミュニケーション能力の低下、若者の引きこもり等の課題にも影響していると言われており、家庭や地域の教育力を高めるための様々な支援が求められています。

そのためには、生涯学習の推進による様々な世代の地域住民の交流や、学校・家庭・地域の連携の推進などが必要となります。各家庭における教育力を高めるとともに、子どもや若者が大人たちと関わり、互いに学び合い、育ち合う中で、地域の一員として主体的に活動して行く力を培うための環境の醸成に取り組んでいきます。

## **基本政策7 いきいきと学び、活動するための環境づくり**

活力ある豊かな地域をつくるために、市民同士や、団体同士をつなげ、地縁のみならず「知縁＝学びによるつながり」による新たな絆、コミュニティを創造していくとともに、地域の生涯学習の担い手を育てる仕組みを構築していく必要があります。

市民が集い、学び、つながり、学んだ成果を活かして主体的に活動することができるように、社会教育の推進や生涯学習環境の整備などに取り組んでいきます。

## **基本政策 8 文化財の保護活用と魅力ある博物館づくり**

本市には、市内初の国史跡に指定された橘樹官衙遺跡群（橘樹郡衙跡・影向寺遺跡）をはじめ、多くの文化財があります。

「川崎市文化財保護活用計画」の基本理念「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」を踏まえ、市民にとって文化財に親しむ機会が充実し、文化財に対する意識が高まるよう、文化財を活かした魅力あるまちづくりを推進します。

教育委員会所管施設である「日本民家園」及び「かわさき宙と緑の科学館」では、市民・こども局所管施設である「市民ミュージアム」及び「岡本太郎美術館」、その他関連施設と相互に連携しながら、各施設の特性や専門性の充実を図るとともに、学校・地域等との連携等により博物館活動を推進し、各施設の魅力向上を図ります。



## **中学生死亡事件を受けて**

中学生死亡事件に係る庁内対策会議の報告を踏まえた対応として、子どもに関する施策(子どもの居場所に関する取組、不登校施策、情報モラル教育、児童生徒指導体制の見直し、保護者・地域との連携、子どもの相談窓口の周知・啓発、警察や関係機関相互の連携等)の取組強化を図るとともに、本市の教育・福祉・保健分野の連携をより一層強め、次世代を担う子どもの安全・安心を守り、被害者のみならず加害者も生まない環境を整えます。



KAWASAKI CITY